

原子力平和利用推進と核不拡散強化のための提言  
地球温暖化とエネルギー安全保障の同時解決に向けて  
(概要)

平成20年4月15日  
核不拡散問題検討会

本提言は、柳井俊二元駐米大使を委員長とする核不拡散問題検討会において、数年にわたる検討を経て作成されたものであり、以下のような現状分析と日本政府および国際社会に対する提言から構成されている。

**現状**

- \* 地球温暖化とエネルギー安全保障という市民生活に直結する重要課題に同時に対処する有力な手段として原子力の役割が注目される。
- \* しかし、原子力が将来にわたって期待される役割を果たすためには、原子力安全、核セキュリティおよび核不拡散への取り組みが不可欠である。
- \* 核不拡散条約（NPT）にインド・パキスタン・イスラエルが加盟していないことに加えて、近年では北朝鮮のNPTからの脱退宣言および核実験、イラン等の核開発疑惑、非国家主体による核テロの危険など、核拡散の脅威が広がっている。
- \* こういった核拡散の脅威に対処するには、原子力平和利用への規制強化が必要となるが、新たな規制を非核兵器国が受け入れるためには、核兵器国の側も核軍縮の努力を行うことが必要である。

**提言**

1. 国際原子力機関（IAEA）の機能強化

(1) IAEAの検証機能の強化

(イ) 保障措置追加議定書を普遍化するために、G8において追加議定書の締結を原子力資機材の供給条件とすることに合意すべきである。

(ロ) IAEAの検証機能を強化するため、公開情報分析による集中的な検証を行う体制を確立すべきである。

(2) 原子力供給国グループ（NSG）との連携

核関連の輸出管理を行っているNSGには検証機能が備わっていないので、IAEAと連携することによって最終用途や最終仕向地の検証体制を創設すべきである。NSGとの連携によって、IAEAも自らの検証活動に有益な情報提供が期待できる。

(3) 核拡散抵抗性技術の開発

IAEA主導の下で核拡散抵抗性技術を開発する国際協力体制を確立強化すべきであり、日本はその高水準の核拡散抵抗性技術を世界に広めるよう努力すべきである。

## 2. NPT体制を補完する取組みの強化

### (1) 核燃料供給保証の制度化

機微技術の拡散を防止しつつ原発燃料の安定供給を確保するため、核燃料供給保証制度に関する各種提案を統合して具体化すべきである。

### (2) 輸出管理および阻止活動の強化・推進

輸出管理体制がすべての国で整備されるよう安保理決議1540の普遍的な実施を確保すると同時に、輸出管理を擦り抜けた核関連資機材の目的地への荷上げを阻止するため拡散防止構想(P S I)を推進し、同じ目的をもった海洋航行不法行為防止条約改正議定書の批准を促進すべきである。

### (3) 核セキュリティの強化

核テロ防止のため、IAEAによる核セキュリティ規範の強化と各国によるその厳格な適用を確保し、核テロ防止条約と核物質防護条約改正の批准を促進すべきである。

## 3. 核軍縮の促進と解体核の有効利用

### (1) 核軍縮

核不拡散のためにも核兵器国および事実上の核兵器国は核軍縮の義務を着実に果たすべきである。

特に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准、CTBT発効までの核実験モラトリアム、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の即時開始と早期妥結、FMCT成立までの兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムが重要である。

また、米ロ両国については、戦略兵器削減条約(S T A R T - I)の延長ないし後継条約の締結、戦略攻撃能力削減条約(S O R T)の完全実施とその延長ないし後継条約の締結が重要である。

### (2) 解体核の平和利用

解体核からのウランの軽水炉燃料としての利用と同様、解体核からのプルトニウムについてもMOX燃料としての利用の加速を我が国として提唱すべきである。

以上